

平成 24 年 7 月 12 日  
復 興 庁

「東日本大震災における震災関連死に関する原因等（基礎的数値）」  
について（未定稿）

各地方公共団体から提出いただいた資料を基に、原因調査対象とした 1, 263 件（対象市町村は以下の通り）のうち、529 件分（平成 24 年 6 月末整理済み件数、下線市町村）を集計した。

【対象市町村】

1. 岩手県：大船渡市、釜石市、大槌町
2. 宮城県：石巻市、仙台市、気仙沼市
3. 福島県：南相馬市、浪江町、いわき市、富岡町、大熊町、双葉町、飯舘村、楢葉町、川内村、広野町、葛尾村、田村市

## 1. 性別

(人)

	男	女	合計
岩手県及び宮城県	101	107	208
福島県	135	186	321
合計	236	293	529

## 2. 既往症の有無

(人)

	あり	なし	不明	合計
岩手県及び宮城県	143	32	33	208
福島県	282	16	23	321
合計	425	48	56	529

## 3. 死亡時年齢区分別

(人)

	0～9歳	10～	20～	30～	40～	50～	60～	70～	80～	90～	100～	合計
岩手県及び宮城県	1			1	1	8	16	36	106	36	3	208
福島県					2	4	14	54	154	83	10	321
合計	1			1	3	12	30	90	260	119	13	529

## 4. 死亡時日付区分別

(人)

	～H23.3.18 (1週間以内)	H23.3.19～H23.4.11 (1か月以内)	H23.4.12～H23.6.11 (3か月以内)	H23.6.12～H23.9.11 (6か月以内)	H23.9.12～H24.3.10 (1年以内)	H24.3.11～ (1年超)	合計
岩手県及び宮城県	50	63	62	23	10		208
福島県	22	71	108	89	31		321
合計	72	134	170	112	41		529

### 5. 原因区分別(複数選択)

(件数)

	1-1 病院の機能停止による初期治療の遅れ	1-2 病院の機能停止(転院を含む)による既往症の増悪	1-3 交通事情等による初期治療の遅れ	2 避難所等への移動中の肉体・精神的疲労	3 避難所等における生活の肉体・精神的疲労	4-1 地震・津波のストレスによる肉体・精神的負担	4-2 原発事故のストレスによる肉体・精神的負担	5-1 救助・救護活動等の激務	5-2 多量の塵灰の吸引	6-1 その他	6-2 不明	合計
岩手県及び宮城県	13	42	4	15	89	51		1		36	16	267
福島県	13	85	3	181	160	15	21			71	22	571
合計	26	127	7	196	249	66	21	1		107	38	838

(備考) 1. 市町村からの提供資料(死亡診断書、災害弔慰金支給審査委員会で活用された経緯書等)を基に、復興庁において情報を整理し、原因を複数選択。

### 6. 死亡時の生活環境等区分別

(人)

	1 震災発生時にいた場所及びその周辺	2 避難所等への移動中	3-1 避難所滞在中	3-2 仮設住宅滞在中	3-3 民間賃貸住宅・公営住宅等滞在中	3-4 親戚や知人の家に滞在中	3-5 自宅等震災前と同じ居場所滞在中			4 その他(併せて具体的な滞在場所を記入すること)			合計
							自宅等	病院	介護施設等	病院	介護施設等	その他・不明	
岩手県及び宮城県	8	1	25	4	3	11	41	16	9	52	20	18	208
福島県		6	21		14	20	21	19	3	125	68	24	321
合計	8	7	46	4	17	31	62	35	12	177	88	42	529

(備考) 1. 原則、病院に搬送される直前に生活していた場所を記入。  
2. ただし、亡くなった際の入院期間が1か月以上の場合は、「4. 病院」を記入。

### 7. 自殺者数

(人)

岩手県及び宮城県	2
福島県	3
合計	5

## 8-1. 原因別×時期別(岩手県及び宮城県)

(件数)

原因別	時期別					
	～H23.3.18 (1週間以内)	H23.3.19～H23.4.11 (1か月以内)	H23.4.12～H23.6.11 (3か月以内)	H23.6.12～H23.9.11 (6か月以内)	H23.9.12～H24.3.10 (1年以内)	H24.3.11～ (1年超)
1. 震災発生直後						
1-1病院の機能停止による初期治療の遅れ	1	5	3	3	1	
1-2病院の機能停止(転院を含む)による既往症の増悪	13	10	12	6	1	
1-3交通事情等による初期治療の遅れ	1	2	1			
2. 避難所等への移動中の肉体・精神的疲労	1	5	6	3		
3. 避難所等における生活の肉体的・精神的疲労	11	31	28	12	7	
4. ストレスによる肉体・精神的負担						
4-1地震・津波のストレスによる肉体・精神的負担	11	14	16	7	3	
4-2原発事故のストレスによる肉体・精神的負担						
5. 業務に起因するもの等						
5-1救助・救護活動等の激務			1			
5-2多量の塵灰の吸引						
6. その他						
6-1その他	15	6	9	4	2	
6-2不明	4	7	3	2		
合計(件数)	57	80	79	37	14	
現時点の2県合計(人数)	50	63	62	23	10	

未定稿

## 8-2. 原因別×時期別(福島県)

(件数)

原因別	時期別					
	～H23.3.18 (1週間以内)	H23.3.19～H23.4.11 (1か月以内)	H23.4.12～H23.6.11 (3か月以内)	H23.6.12～H23.9.11 (6か月以内)	H23.9.12～H24.3.10 (1年以内)	H24.3.11～ (1年超)
1. 震災発生直後						
1-1病院の機能停止による初期治療の遅れ	3	4	3	2	1	
1-2病院の機能停止(転院を含む)による既往症の増悪	9	18	29	24	5	
1-3交通事情等による初期治療の遅れ	2			1		
2. 避難所等への移動中の肉体・精神的疲労	8	38	63	51	21	
3. 避難所等における生活の肉体的・精神的疲労	2	31	52	54	21	
4. ストレスによる肉体・精神的負担						
4-1地震・津波のストレスによる肉体・精神的負担	3	2	6	3	1	
4-2原発事故のストレスによる肉体・精神的負担	1	8	7	5		
5. 業務に起因するもの等						
5-1救助・救護活動等の激務						
5-2多量の塵灰の吸引						
6. その他						
6-1その他	3	14	28	19	7	
6-2不明		9	5	7	1	
合計(件数)	31	124	193	166	57	

現時点の県合計(人数)	22	71	108	89	31	
-------------	----	----	-----	----	----	--

## 8-3. 原因別×時期別(合計)

(件数)

原因別	時期別					
	～H23.3.18 (1週間以内)	H23.3.19～H23.4.11 (1か月以内)	H23.4.12～H23.6.11 (3か月以内)	H23.6.12～H23.9.11 (6か月以内)	H23.9.12～H24.3.10 (1年以内)	H24.3.11～ (1年超)
1. 震災発生直後						
1-1病院の機能停止による初期治療の遅れ	4	9	6	5	2	
1-2病院の機能停止(転院を含む)による既往症の増悪	22	28	41	30	6	
1-3交通事情等による初期治療の遅れ	3	2	1	1		
2. 避難所等への移動中の肉体・精神的疲労	9	43	69	54	21	
3. 避難所等における生活の肉体的・精神的疲労	13	62	80	66	28	
4. ストレスによる肉体・精神的負担						
4-1地震・津波のストレスによる肉体・精神的負担	14	16	22	10	4	
4-2原発事故のストレスによる肉体・精神的負担	1	8	7	5		
5. 業務に起因するもの等						
5-1救助・救護活動等の激務			1			
5-2多量の塵灰の吸引						
6. その他						
6-1その他	18	20	37	23	9	
6-2不明	4	16	8	9	1	
合計(件数)	88	204	272	203	71	
現時点の合計(人数)	72	134	170	112	41	

**参考**

(第1回 震災関連死に関する検討会(平成24年5月11日)配布資料)

【別紙1】

東日本大震災における震災関連死の死者数(都道府県別)  
(平成24年3月31日現在)

(人)

都道府県	震災関連死の死者数
岩手県	193
宮城県	636
山形県	1
福島県	761
茨城県	32
埼玉県	1
千葉県	3
東京都	1
神奈川県	1
長野県	3
合計	1,632

※注1 平成24年3月31日までに把握できた数。

注2 数値の精査の結果、平成24年4月27日に公表した「東日本大震災における震災関連死の死者数(速報値)」から、一部の県で数値の変動がある。

注3 本調査は、各都道府県を通じて市区町村に照会し、回答を得たもの。

注4 「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義。(実際には支給されていない方も含む。)